

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	九
○福島県報発行規則の一部を改正する規則	
訓 令	九
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	
告 示	九
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	
○土地改良法により換地処分をした件	
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	
○保安林の指定施業要件を変更する件	
○道路の区域を変更する件	
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	
○土地区画整理事業の終了を認可した件	
公 告	九
○肥料の登録の有効期間を更新した件	

規 則

福島県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第八号

福島県報発行規則の一部を改正する規則

福島県報発行規則（昭和三十一年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「三千三百九十円」を「三千五百円」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県報発行規則第十一条第二項の規定は、平成二十六年四月分の購読料から適用し、平成二十六年三月分までの購読料については、なお従前の例による。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第二号

本庁 機関
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表農業の改良普及に関する業務に従事する職員の中

南会津郡南会津町山口字 上八四二番地

村

を

南会津郡南会津町山口字 上八四二番地	双葉郡川内村大字上川内早 渡一一番地の二四（川内村）
-----------------------	-------------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に

規定する添付書類を平成二十六年二月二十八日から同年六月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ザ・ビッグ郡山喜久田店 福島県郡山市喜久田東原土地区画整理地四十街区一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 有限会社テム産業
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 とみ

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 マックスバリュ南東北株式会社
代表者の氏名 代表取締役 山田 寛人

住所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号
三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十二台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五十八台

3 荷さばき施設的位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 八十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 二十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前七時
(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 四か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
七 届出年月日
平成二十六年二月十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第九十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十六年二月十四日駒形第一地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十六年二月二十八日
福島県知事 佐藤 雄平
(農地管理課)

福島県告示第九十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年二月二十八日
福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
郡山市湖南町赤津字西岐八二四の二三、八二四の二二四、八二四の二二五、八二四の二二六
二 保安林として指定された目的
水源の涵養
三 解除の理由
指定理由の消滅
(森林保全課)

福島県告示第九十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年二月二十八日
福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県知事 佐藤 雄平

			全量	酸全量	—			期限
837	混合有機質肥料	混合有機質肥料101号	10.0	1.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チンカリン株式会社 東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成29年3月15日

(農業総合センター)

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成26年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（月）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,500円。平成26年4月改定。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

㊤

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。